

株式会社ネオ・スピードパーク 会員規約

制定年月日 平成22年9月1日
製作者 株式会社ネオ・スピードパーク

この規約は、遊技に関する法律に基き、業界指導団体の施策と指導により、株式会社ネオ・スピードパークが運営するサーキット場規約の基本及び会員の資格及び遵守義務を定めたものです。

第1条 資格

- 株式会社ネオ・スピードパークの会員資格は条件に全て該当する方とします。
普通自動車免許証を所持しているものに限ることとします。
氏名・住所・電話番号・生年月日等の会員情報を株式会社ネオ・スピードパークで登録・管理することをあらかじめ了承するものとします。
ネオ・スピードパーク内で撮影されたもの、およびそれを利用したいものについて、株式会社ネオ・スピードパークが保有し、それらに含まれる氏名または肖像について、有償無償にかかわらず、株式会社ネオ・スピードパークが、放送、放映、出版、および公衆送信等により公表または公開することを承諾することとします。
株式会社ネオ・スピードパークの会員宛に、広告印刷物等の情報提供があることをあらかじめ了承することとします。
但し、会員が情報提供を拒否する場合は、入会申込み時にその旨を株式会社ネオ・スピードパークに申し出なければなりません。
健康で安全にサーキット場にてレンタルカートを運転する為に必要な体力と視力を有しているものに限り、
暴力行為及びそれに準ずる団体又は、暴力団関係者等と認められた場合には、入会することは出来ません。
薬物(覚醒剤、シンナー等)の使用癖又は、ある場合には、入会することはできません。
- 第1条・1の条件を充たす場合においても、会社は相当な理由のある時は、その方の入会を拒絶することができます。

第2条 入会金、年会費

- 会員は所定の様式に従って入会申し込みを行い、株式会社ネオ・スピードパークの承認を得た後、入会金をネオ・スピードパーク受付にて支払うものとします。
- 入会金並び更新料の金額は株式会社ネオ・スピードパークにおいてこれを定め、必要な場合、会員規約を変更することが出来るものとします。
- 入会金並び更新料はいかなる場合があっても返還しないものとします。

第3条 有効期限

- 会員資格の有効期限は入会日より1年間とします。但し、この期間内といえども会社等の都合により廃止、その他ややむ得ない事由がある場合は会員資格を失うものとします。
- 会員資格の地位は、これを譲渡することはできないものとします。

第4条 禁止行為

会員は、以下の行為を行ってはならない。

- ネオ・スピードパーク(サーキット場)又は株式会社ネオ・スピードパークの名誉を傷つける行為や利害を害する行為。
- 株式会社ネオ・スピードパークが定めるルールに違反する行為、ネオ・スピードパーク(サーキット場)での指示に反する行為、危険な走行、その他、他の施設内(コース内)利用者の迷惑になるような行為。
- 会員証は会員本人がご利用できるものとし、他人に貸与し、または譲渡した場合は、会員資格を除名できるものとします。
- ネオ・スピードパーク(サーキット場)内、及び当施設周辺における一切の営業行為(飲食及び物品販売等)。
- その他、ネオ・スピードパーク(サーキット場)または株式会社ネオ・スピードパークの定める規則に違反する行為。

第5条 除名等

株式会社ネオ・スピードパークは会員が次のいずれかに該当したときは、会員としての資格を除名することができます。

- 第1条1項の資格要件を欠いていることが判明した場合。
- 会費あるいは施設の利用費等を滞納し、期限を定めた催告及び催促に応じない場合。
- 会員証は会員本人のみ使用可能とし、不正な使用のあった場合。
(会員資格を喪失し、直ちに会員証を株式会社ネオ・スピードパークに返還すること。)

第6条 会員証

- 株式会社ネオ・スピードパークは第1条の資格条件に適合したものに、会員に会員証を発行致します。会員証を紛失した場合、会員は直ちにネオ・スピードパーク(サーキット場)の受付にて所定の手続きを行い、費用(500円)を負担していただき株式会社ネオ・スピードパークに再発行を申請することが出来ます。
- 会員は、コースの利用に際して必ず会員証と運転免許証を携帯し、求められたときは、係員に会員証を提示しなければならない。

第7条 規約の改訂

- この規約は、株式会社ネオ・スピードパークが改訂を必要と認めた場合、随時、株式会社ネオ・スピードパークは本規約の改訂することができるものとします。
- 改訂の内容は、改訂の都度、書面等により通知します。

第8条 付則

この規約は、平成22年9月7日から施行します。